



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月7日金曜日 第2814号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 789
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）... 789
 公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 789
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）... 790
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....（"）... 790
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 790
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課、南予地方局管理課）... 790

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 791

告 示

○愛媛県告示第1113号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成28年9月28日次のとおり定めた。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
宇和島市	大浦の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
	上畑地の一部	"	"
	下畑地の一部	"	"
	大浦の一部	"	数値情報化
	上畑地の一部	"	"
	下畑地の一部	"	"
四国中央市	富郷町寒川山の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
	川滝町下山領家の一部	"	"
	金生町山田井の一部	"	"
	富郷町津根山の一部	"	"
	土居町上野の一部	"	"
	新宮町馬立の一部	"	数値情報化
	土居町上野の一部	"	"
	金生町山田井の一部	"	"
	金砂町平野山の一部	"	"

○愛媛県告示第1114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市丹原町関屋、高松、長野、石経、来見、北田野及び川根地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業 田野・中川地

区）計画書の写し

- 縦覧期間
平成28年10月11日から11月8日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁、同東予総合支所、同小松総合支所及び同丹原総合支所

○愛媛県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市玉川町別所、八幡、小鴨部、今治市五十嵐、四村及び新谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・犬塚地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年10月11日から11月8日まで
- 縦覧場所
今治市役所本庁及び同玉川支所

○愛媛県告示第1116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（2級及び3級基準点）
- 作業期間 平成28年7月7日から
9月15日まで
- 作業地域 新居浜市田所町、高津町

○愛媛県告示第1117号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第 25号	八幡浜市1581番地21	九四商事株式会社	八幡浜市沖新田1586番地 観光ビル1階待合所売店	平成28年9月30日
御第 4号	南宇和郡愛南町城辺甲1980番地	倉田 朝之	南宇和郡愛南町城辺甲1980番地	平成28年9月1日

○愛媛県告示第1118号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成28年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
三第 22号	四国中央市三島宮川四丁目6番 53号	四国中央地区食品衛生協会	売りさばき人名称 四国中央地区食品衛生協会	売りさばき人名称 四国中央食品衛生協会	平成28年 9月20日

○愛媛県告示第1119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年10月7日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 秀 幸	西条市中野甲1098番地3
"	高 橋 信 晃	西条市中野甲1228番地10
"	西 坂 増 美	西条市中野甲924番地
"	藤 田 茂 秋	西条市中野甲667番地
"	國 田 喜 作	西条市中西381番地
"	近 藤 徳 雄	西条市洲之内甲627番地
"	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地2
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	野 口 公 哉	西条市安知生705番地
監 事	高 木 一	西条市中野甲1532番地

"	塩 崎 隆 志	西条市中野甲320番地1
"	西 原 昇	西条市安知生331番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 秀 幸	西条市中野甲1098番地3
"	高 橋 信 晃	西条市中野甲1228番地10
"	西 坂 増 美	西条市中野甲924番地
"	藤 田 茂 秋	西条市中野甲667番地
"	國 田 喜 作	西条市中西381番地
"	近 藤 徳 雄	西条市洲之内甲627番地
"	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地2
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	野 口 公 哉	西条市安知生705番地
監 事	高 木 一	西条市中野甲1532番地
"	塩 崎 隆 志	西条市中野甲320番地1
"	西 原 昇	西条市安知生331番地2

○愛媛県告示第1120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年10月7日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第25号 平成28年9月27日	伊予郡松前町大字鶴吉字三瀧866番4	伊予郡松前町大字鶴吉821番地1 松 田 和 大

○愛媛県告示第1121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年10月7日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28南局管（開）第3号 平成28年9月27日	北宇和郡鬼北町大字近永 71番、72番、77番1、78番、79番、80番1、81番1、82番1、83番、85番1、86番1、216番、232番	北宇和郡鬼北町大字近永1027番地 特定非営利法人 ひだまり工房 理事長 高木 真弓

監査公表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年10月7日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 毛利 修 三
同 黒川 洋 介
同 岡田 清 隆

監査対象機関	監査年月日
循環型社会推進課	平成27年8月11日

（監査の結果）

収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度	6者	57,393,183	平成26年度決算による

（措置の内容）

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成28年5月末日現在における収入未済額は57,393,183円となっている。
ついで、代執行費用の3/4の助成を受けている（公財）産業廃棄物処理事業振興財団と協議を行い、適切な措置を講じていくこととしている。

監査対象機関	監査年月日
保健福祉課	平成27年8月20日

（監査の結果）

収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
16年度及び17年度	547者	47,869,200	平成26年度決算による

（措置の内容）

未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。
その結果、平成26年度末の未収入金47,869,200円のうち、平成27年度中に184,880円を回収した。また、特効援用の申立があった1名につい

て、80,610円を不納欠損とした結果、平成27年度末には、前年度より債務者数で2者減の545者、収入未済額で265,490円減の47,603,710円となっている。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
医療対策課	平成27年8月20日

（監査の結果）

看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	432,000	1,548,000	1,980,000	金額は各年度の決算による
25年度	216,000	1,422,000	1,638,000	
差引増減	216,000	126,000	342,000	

（措置の内容）

債務者に経済的余裕がないため、下記のとおり未収金が生じているものであり、文書及び電話等による償還指導に努めている。

	債務者A	債務者B	債務者C	計
22年度	384,000			384,000
23年度	384,000			384,000
24年度	384,000	180,000		564,000
25年度			216,000	216,000
26年度			432,000	432,000
計	1,152,000	180,000	648,000	1,980,000

【債権者への対応状況】

債務者A・・・電話や文書、面談による納付指導を実施していたところ、平成25年12月に免除申請したい旨の申し出があったため、関係書類を送付。平成27年度の複数回の提出指導時は、毎回、提出するとの回答があるものの、未だ提出がない状況。

債務者B・・・電話や文書による納付指導により、平成27年7月に90,000円、平成28年1月に90,000円の納付があり、元金について全額償還となった。

債務者C・・・電話や文書による納付指導を実施しているが、債務者から給与収入の減により返還が難しい旨の連絡があった平成26年5月以降は、電話連絡に応じない状況が続いている。このため、債務者への納付指導を継続しつつ、保証人に対する請求の実施を検討している

状況。

今後も、債務者及び保証人に対して電話や文書等による指導を行うほか、債務者及び保証人の状況把握等により、未収金の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成27年 8月25日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	0	1,227,790	1,227,790	金額は各年度の決算による
25年度	41,430	2,150,430	2,191,860	
差引増減	41,430	922,640	964,070	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	13,803,858	232,988,233	246,792,091	金額は各年度の決算による
25年度	15,390,353	224,803,598	240,193,951	
差引増減	1,586,495	8,184,635	6,598,140	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	553,394	20,872,316	21,425,710	金額は各年度の決算による
25年度	722,547	20,661,788	21,384,335	
差引増減	169,153	210,528	41,375	

3 収入未済の入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1者	1,100	平成26年度決算による

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているものの、平成28年5月末時点で収入未済額は1,346,540円(平成27年度分を含む)となっている。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な

説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、償還期間が終了しているにもかかわらず、未だ償還金を滞納している本庁所管分の347件(未納額111,121,155円)について、一斉に催告書を出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分268,217,801円のうち、6,326,703円が平成27年度内に納入されたが、平成27年度償還分12,172,064円が未収となったことから、平成27年度末の収入未済額は274,063,162円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 当該債務者については、所在不明であるため、まず、現住所を把握できるよう各機関に照会している。また、今後、所在の分かる債務者については、福祉事務所や母子生活支援施設と連携を取りながら、納入を指導するとともに、規則に基づく事務処理に遺漏ないよう努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
障 害 福 祉 課	平成27年 8月25日

(監査の結果)

1 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度及び20年度	1者	297,000	平成26年度決算による

2 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1者	16,662,591	平成26年度決算による

(措置の内容)

1 年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払分について、県がその事実を知った平成20年6月から年金受給権者の遺族に対し過払分の返還を求めているところである。

納入義務者から平成21年4月に県に対して履行期限延期申請書の提出があったため、分割納付を認め、平成26年までに143,000円を回収したところである。

平成27年度は返金がなかったが、引き続き生活状況の把握に努め、適切に納入指導を行うこととしたい。

2 平成26年2月に補助対象事業者であるA社が破産手続を開始したため、同年5月から6月にかけて、補助金の交付決定を取り消して補助金の返還を請求するとともに、破産管財人に対して交付要求を行い、債権の回収に努めたが、平成27年3月17日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定し、同月19日には法人登記簿も閉鎖されたため、債権の回収は困難であることから、債権放棄を含め適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
企 業 立 地 課	平成27年 8月12日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成26年度決算による

(措置の内容)

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だに返納されていない。

今後社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

労 政 雇 用 課 平成27年8月12日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
15年度～18年度	1者	34,800	平成26年度決算による

(措置の内容)

電話連絡や家庭訪問等を行い、未償還金の回収に努めたが、平成27年度は償還に至らなかった。

今後とも、催告を継続するほか、分納納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

経 営 支 援 課 平成27年8月6日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における収入未済の高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

(高度化資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度及び18年度	1者	958,942,530	平成26年度決算による

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
13年度～19年度	3者	203,591,043	平成26年度決算による

(設備近代化資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
5年度及び6年度	1者	4,580,000	平成26年度決算による

(施設共同化資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
5年度及び6年度	1者	9,322,779	平成26年度決算による

(措置の内容)

高度化資金貸付金償還金については、貸付先であるC社は、平成24年5月30日に管轄の地方裁判所において、民事再生手続終結の決定が確定したことから、連帯保証人からの回収に努め、平成27年度は13,100,000円を回収した。残る収入未済額945,842,530円については、連帯保証人の状況から判断して、これ以上の回収は不能であるため、平成28年2月定例議会で権利の放棄に係る議案を上程し、議決されたことから不納欠損処分を行った。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成26年度末の収入未済額は3組合203,591,043円であったが、平成26年度は、1組合から収入未済額的全額となる70,609,458円を回収するとともに、1組合から169,249円を回収した。残る2組合に対する収入未済額132,812,336円については、貸付先や連帯保証人の状況から判断して、これ以上の回収は不能であるため、平成28年2月定例議会で権利の放棄に係る議案を上程し、議決されたことから不納欠損処分を行った。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成25年度から分割償還誓約書に基づく分割償還を進めており、平成26年度末時点で1企業4,580,000円のところ、平成27年度は2,100,000円を回収し、平成27年度末では2,480,000円となっている。今後とも、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、平成26年度末の収入未済額は1組合9,322,779円であったが、貸付先の組合は既に解散しており、連帯保証人の状況から判断して、これ以上の回収は不能であるため、平成28年2月定例議会で権利の放棄に係る議案を上程し、議決されたことから不納欠損処分を行った。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

林 業 政 策 課 平成27年8月12日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	8,000,000	50,152,947	58,152,947	金額は各年度の決算による
25年度	8,000,000	51,717,947	59,717,947	
差引増減	0	1,565,000	1,565,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度～21年度	3者	1,055,355	平成26年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成26年度末で6件58,152,947円(件数は実債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、平成27年度中に3,075,000円が償還された。平成28年度は5月末までに300,000円が償還されたが、平成27年度に新たに8,000,000円の未収金が発生したことから、平成28年5月末現在の未収金総額は、6件62,777,947円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還

指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成27年度末で3件1,055,355円(件数は実債務者数)の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
森林整備課	平成27年8月12日

(監査の結果)

県営林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成26年度末の歳入不足額は23億4,736万円と前年度より3,800万円増加しており、さらに、平成26年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度まで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

(措置の内容)

県営林経営事業特別会計については、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に基づき、新たに盛り込んだ次の改善策等を順次推進し経営改善に努めているところである。

- ①森林を採算林、不採算林に区分し管理。
 - ②分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。
 - ③県営林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。
 - ④平成28年度から人員を削減(4名 3名)
 - ⑤県営林経営事業基金は処分し、償還金に補填。
 - ⑥林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。
 - ⑦平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。
- 今後も、この変更計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監査対象機関	監査年月日
漁政課	平成27年8月31日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	0	2,199,000	2,199,000	金額は各年度の決算による
25年度	0	2,234,000	2,234,000	
差引増減	0	35,000	35,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	969,517	平成26年度決算による

(措置の内容)

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強い

られる中、平成26年度末で2名分2,199,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、平成27年度は、4月に1名から計20,000円、別の1名からは30,000円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 違約金については、平成26年度末で1名分969,517円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人と面談して違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金(元本)の縮減を優先しているが、早期に違約金の支払いが可能となるよう、適正な納入指導を継続することとしている。

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	平成27年8月19日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	85,354	29,638,658	29,724,012	金額は各年度の決算による
25年度	404,231	31,625,624	32,029,855	
差引増減	318,877	1,986,966	2,305,843	

(措置の内容)

平成26年度末時点における住宅貸付損害金(105名29,724,012円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成27年度中に2名から計275,000円の入金(うち1名は全額納付し、計265,000円の入金。1名は分割納付し、10,000円の入金。)があったため、104名29,449,012円となった。

また、時効10年を経過し、かつ、所在不明等により回収困難な債権2件1,356,304円について、議会の議決を経た上で、権利を放棄し、不納欠損処分を行ったため、最終的な過年度分未収金については102名28,092,708円となった。

なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金3名788,750円が発生、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることが出来ず、平成27年度末現在で住宅貸付損害金は、105名28,881,458円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	金額は各年度の決算による
26年度	85,354	29,638,658	29,724,012	
差引増減	703,396	1,545,950	842,554	

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	平成27年8月24日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	53,544,500	116,748,500	170,293,000	金額は各年度の決算による
25年度	50,358,000	90,931,400	141,289,400	
差引増減	3,186,500	25,817,100	29,003,600	

（措置の内容）

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託。平成25年度より1名増員し3名。）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話での返還指導を強化しているほか、平成26年度以降は、資力がありながら返還に応じない滞納者に対して法的措置（裁判所を通じた支払督促や給与等の差し押さえ）を実施するなど、滞納繰越額の縮減に努めている。その結果、平成26年度末現在の未収額170,293,000円については、平成27年度に21,046,000円を収納し、滞納繰越額は149,247,000円となった。他方、旧育英会移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成27年度新たに823件、57,621,000円の未収金が発生したため、平成27年度末現在の滞納額は、過年度分と合わせて206,868,000円となった。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成27年7月14日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	279,305,632	619,711,574	899,017,206	金額は各年度の決算による
25年度	312,672,210	692,608,143	1,005,280,353	
差引増減	33,366,578	72,896,569	106,263,147	

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成27年度に繰り越した未収入金899,017,206円が平成27年12月31日現在で702,399,277円に減少した。

平成27年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」や、口座振替の推進などにより納期内自主納税の促進に努めるとともに、タイヤロックをはじめ債権を中心とした差押等厳しい姿勢での滞納処分の実施により、平成27年12月31日時点の未収入金は4,628,663,548円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成27年8月20日

（監査の結果）

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	46,372,585	484,516,687	530,889,272	金額は各年度の決算による
25年度	48,674,574	451,675,629	500,350,203	
差引増減	2,301,989	32,841,058	30,539,069	

（措置の内容）

平成27年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、103,897,642円の調定額に対し、収納額59,316,039円となっており、収納率は57.1%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成27年度中に14,818,542円を収納し、平成28年3月末現在では515,604,901円となったが、新たに平成27年度の未収金44,581,603円が発生したことから、平成27年度末の収入未済額は560,186,504円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者や連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全員体制でより効果的な運用を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成27年7月14日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	0	309,505	309,505	金額は各年度の決算による
25年度	0	314,505	314,505	
差引増減	0	5,000	5,000	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	10,373,840	28,944,165	39,318,005	金額は各年度の決算による
25年度	10,320,764	23,580,963	33,901,727	

差引増減	53,076	5,363,202	5,416,278
------	--------	-----------	-----------

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	309,449	1,416,784	1,726,233	金額は各年度の決算による
25年度	274,400	1,318,216	1,592,616	
差引増減	35,049	98,568	133,617	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分309,505円のうち、10,000円が納入された。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難となったため、平成27年度の収入未済額は299,505円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分41,044,238円のうち、7,371,858円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、平成27年度償還分9,263,819円が未収となったため、平成27年度の収入未済額は42,936,199円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

平成27年度末現在の収入未済額は7,168,800円となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起することとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局今治土木事務所

平成27年7月24日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	547,800	3,329,000	3,876,800	金額は各年度の決算による
25年度	448,500	3,373,300	3,821,800	
差引増減	99,300	44,300	55,000	

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 平成26年度末時点で3,876,800円(36名)の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約11.8%、458,200円(17名)の納入があり、併せて166,400円(1名)の不納欠損処理を行った。また、平成27年度現年度分の収入未済額が554,400円となったことから、平成27年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ70,200円減の3,806,600円となった。

今後とも引き続き納入督促を行い、滞納整理を図って参りたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起することとしている。

2.1 指摘事項に対する改善状況

(1) 事故後の措置

① 平成26年7月8日発生 of 交通事故

本件事故は公務執行中公道上で発生したもので、職員による追突であり、相手方に責任はないと判断し、過失割合を県側100%、相手側0%で示談とした。

県が相手側に与えた損害に対する責任額(人的損害額35,034円、物損損害額234,544円:合計269,578円)は、県加入保険で全額支払った。

県の車両の損害額(287,755円)は、相手方の負担責任額はなく、県が車両保険に加入していないため、県費支出した。

なお、職員に故意又は重大な過失は認められないため、本人に求償は行っていない。

② 平成26年10月3日発生 of 交通事故

本件事故は公務執行中公道上で発生したもので、職員が街路樹に衝突した自損事故である。

街路樹の補修は、管理者(今治市)から不要との連絡があり、賠償請求はされなかった。

県の車両の損害額(352,058円)は、県が車両保険に加入していないため、県費支出した。

なお、職員に故意又は重大な過失は認められないため、本人に

監査対象機関

監査年月日

東予地方局建設部

平成27年7月14日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	887,400	6,293,000	7,180,400	金額は各年度の決算による
25年度	1,612,300	6,200,600	7,812,900	
差引増減	724,900	92,400	632,500	

(措置の内容)

県営住宅貸付料は、平成26年度末時点で7,180,400円の収入未済であったが、滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、繰越金の14.0%、1,008,300円の滞納家賃の納付があった。

なお、平成27年度において996,700円が新たに未収となったことから、

求償は行っていない。

(2) 服務規律の徹底

当事者に対しては、今後より一層交通法規、交通道德の遵守に心掛け、常に安全運転、事故防止に十分な注意を払って運転するよう指導した。

所属職員には、改めて事故防止を徹底するとともに、所内の朝礼や課長会など、機会あるごとに交通法規の遵守や交通安全の徹底などを指導し、交通事故の防止に努めている。

なお、平成27年度は、職員の交通事故連続発生に伴い、交通事故多発緊急事態宣言による交通安全意識の喚起、事故を起こした職員による「えひめ無事故・無違反1・2・3コンテスト2015」への参加、事故防止重点月間の設定による注意喚起等を行った。

2.2 改善の成果

服務規律の徹底を図ることにより、職員の安全運転意識が高まり、事故防止につながっていると思われるが、残念ながら平成27年度においても、交通事故が発生しているため、引き続き、職員への注意喚起等の種々な交通安全対策に粘り強く取り組んでいきたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局総務企画部	平成27年7月23日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	380,663,911	1,077,604,122	1,458,268,033	金額は各年度の決算による
25年度	450,530,898	1,450,428,270	1,900,959,168	
差引増減	69,866,987	372,824,148	442,691,135	

(措置の内容)

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、早期の財産調査と速やかな滞納処分を行うこととし、色付き封筒(赤)による一斉文書催告、預貯金・生命保険や給与等の債権差押のほか、タイヤロックを活用した自動車差押、搜索、インターネット公売による換価処分など厳正な滞納処分を実施している。生活困窮者や差押えるべき財産がない者については、早期に執行停止を見極めることとしている。

平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

また、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発等)の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進するとともに、個人県民税についても、平成27年度から特別徴収が完全実施(松山市を除く)されたことから、新たに管内市町との連携強化を目的に連絡会を開催するなど滞納縮減に向けた取り組みを始めたところである。

今後も、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局健康福祉環境部	平成27年7月23日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	3,209,645	5,931,949	9,141,594	金額は各年度の決算による
25年度	1,892,537	4,150,624	6,043,161	
差引増減	1,317,108	1,781,325	3,098,433	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	1,950,842	7,061,401	9,012,243	金額は各年度の決算による
25年度	1,696,582	6,102,879	7,799,461	
差引増減	254,260	958,522	1,212,782	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	240,818	1,535,664	1,776,482	金額は各年度の決算による
25年度	133,328	1,552,330	1,685,658	
差引増減	107,490	16,666	90,824	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額9,141,594円に対し、181,646円の納入があったが、平成27年度償還分1,573,817円が未納となったことから、平成27年度末現在の収入未済額は10,533,765円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 本特別会計における貸付金償還金については、貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状・催告書の送付や滞納状況の通知、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額10,788,725円に対し、1,286,493円の納入を得ることができた。

しかしながら、償還者の疾病や不安定な雇用状況等から生活に困窮し、償還が困難となる者が多く、平成27年度現年度分2,023,705円が未収となったことから、平成27年度末の収入未済額は、11,525,937円

となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監査対象機関		監査年月日	
中予地方局産業経済部		平成27年7月23日	
(監査の結果)			
収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
16年度	1者	97,016	平成26年度決算による
(措置の内容)			
A社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。			
会社及び代表者名義の土地や建物は、全てB社に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。			
法人登記簿上は会社が存続していることから、今後とも、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、愛媛県債権管理マニュアルに基づき債権回収に努めたい。			

あったが、今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

- なお、平成25年度において、21,026,610円、平成26年度において4,322,300円の不納欠損処分を行っている。(平成21~24年度は債権回収業者への収納業務委託成果観察のため不納欠損処分を一時中止。)
- 2 平成21年度延滞利息の納入義務者であるA社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、平成23年4月末、代表者の所在が判明したため、平成23年5月24日督促、平成23年11月17日文書催告、平成24年3月15日訪問催告、平成24年11月30日、平成25年4月19日、平成25年9月17日及び平成26年3月5日に文書催告、平成26年度は7月11日に文書催告、その後電話催告及び3月11日に文書催告を実施したが、債権回収には至っていない。
- 平成22年度延滞利息の納入義務者であるB社は、平成23年8月11日に破産手続開始となったが、平成24年1月12日に開催された債権者集会において、破産管財人から「破産手続の費用を支弁するのに不足している。」との説明があった。
- なお、同社は、平成24年2月7日に破産手続廃止の決定確定、同8日付けて登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。
- 今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。
- 3 職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

監査対象機関		監査年月日		
中予地方局建設部		平成27年7月23日		
(監査の結果)				
1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	6,749,900	23,282,637	30,032,537	金額は各年度の決算による
25年度	7,062,800	26,419,567	33,482,367	
差引増減	312,900	3,136,930	3,449,830	
2 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。				
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考	
21年度及び22年度	2者	83,044	平成26年度決算による	
3 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。				
(措置の内容)				
1 平成26年度末における県営住宅貸付料滞納分(30,032,537円)については、愛媛県県営住宅滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。				
この結果、平成27年10月末日現在において、4,630,200円の納付が				

監査対象機関		監査年月日	
久万高原土木事務所		平成27年7月23日	
(監査の結果)			
収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息(いずれも工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。			
(違約金)			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	270,100	平成26年度決算による
(利息)			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	247,885	平成26年度決算による
(措置の内容)			
平成26年度違約金及び前払金余剰額に対する利息の納入義務者であるA社は、契約工期内の平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。			
その後、平成26年9月11日 管轄の地方裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出した。現在は、破産管財人により不動産等の換価が行われている。			
今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。			

監査対象機関		監査年月日	
南予地方局総務県民課		平成27年7月27日	

(監査の結果)

扶養手当について、異動先の所属において、平成23年度から平成25年度までの間、当局に所属していた職員に対する過支給250,738円が判明したので、今後同様の事案が生じないよう、各所属に対して、所属する職員に対して扶養手当に関する定めを定期的に研修するなどして周知徹底させるとともに、認定を行った後においても、扶養親族に係る扶養の実態等について、職員に報告させたり関係書類の提出を求めるなどして、実情の把握に努めるよう指導されたい。

(措置の内容)

各所属へ誤りやすい認定事例等を送付し、各所属職員が扶養手当の基本的な要件を認識し、手当の不適正な受給が発生しないよう、定期的に研修等を実施するなどにより、今後とも、より一層不適正受給の未然防止に努めるよう周知した。

また、各所属に対し、扶養手当受給者の扶養手当認定簿(写)を配付のうえ、内容確認依頼を行い、今後手当の不適正な受給が発生することのないよう、所属職員へ手当の支給要件等について周知のうえ、扶養の状況に異動が生じた場合は速やかに届出するよう、適切な指導を依頼した。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局総務企画部	平成27年7月27日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	90,771,610	152,161,656	242,933,266	金額は各年度の決算による
25年度	85,817,667	196,159,770	281,977,437	
差引増減	4,953,943	43,998,114	39,044,171	

(措置の内容)

平成27年度現年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発)やコンビニ収納・口座振替の推進などによる納期内自主納税の促進に努め、さらに、差押・タイヤロック等積極的な滞納処分を実施したほか、個人県民税の特別徴収の完全実施などの取組による個人県民税収入未済額の大幅減少もあり、出納閉鎖時の未収金は59,902,342円となり、前年度に比べて30,869,268円減少した。

平成27年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度から)及び支局管内(平成26年度から)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成26年度に繰越した未収入金242,933,266円は平成28年3月31日現在121,321,348円となり、121,611,918円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成26年度末の242,933,266円から平成27年度末には181,223,690円となり、61,709,576円、25.40%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、収税の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	平成28年5月31日現在
26年度	90,771,610	152,161,656	242,933,266	平成27年5月31日現在
差引増減	30,869,268	30,840,308	61,709,576	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局健康福祉環境部	平成27年7月15日 平成27年7月27日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	1,075,514	9,395,311	10,470,825	金額は各年度の決算による
25年度	434,803	9,285,508	9,720,311	
差引増減	640,711	109,803	750,514	

(地域福祉課)

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	5,999,616	17,192,579	23,192,195	金額は各年度の決算による
25年度	5,766,664	13,934,019	19,700,683	
差引増減	232,952	3,258,560	3,491,512	

(地域福祉課)

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	317,346	2,392,616	2,709,962	金額は各年度の決算による
25年度	379,044	2,157,253	2,536,297	
差引増減	61,698	235,363	173,665	

(地域福祉課)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	502,697	954,369	1,457,066	金額は各年度の決算による
25年度	408,774	705,965	1,114,739	
差引増減	93,923	248,404	342,327	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成26年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が10,470,825円であったが、納入指導を行った結果、平成28年3月末までに未納額が803,066円減額となり、最終未納額は9,667,759円となった。

未納者は34名であり、うち19名は保護を廃止、残り15名は保護中である。

保護を廃止した19名及び保護中の15名については、継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成27年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

平成27年度生活保護費戻入金収入状況表

平成28年5月31日現在

27年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
6,682,396円	5,924,672円	757,724円	88.7%

未納者24名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

なお、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額25,902,157円は、平成28年3月31日現在で3,078,249円の償還があり、滞納者104名中14名が償還済みとなったほか、36名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成27年度現年度分を加えた出納閉鎖時(H28.5.31)の償還未済額は29,071,739円(現年度分6,247,831円、滞納繰越分22,823,908円)となっている。

今年度新たな取り組みとして、滞納者への催告書の送付をすることとしているなど、今後とも、夜間の電話指導・訪問指導や就労情報提供等を積極的に推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

また、子育て支援課及び他地方局と償還未済で回収困難な債権については、債権放棄に関する手続きを検討することとしている。

3 平成26年度末において収入未済額が1,457,066円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成28年3月末までに3名から、102,692円納入され、未納額は1,354,374円となった。

未納者は10名であり、うち4名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成27年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

平成27年度生活保護費戻入金収入状況表

平成28年5月31日現在

27年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
4,654,684円	3,886,610円	768,074円	83.5%

未納者8名

(監査の結果)

収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	191,775	平成26年度決算による

(八幡浜支局森林林業課)

(措置の内容)

愛媛県債権管理マニュアルに基づき、平成23年4月6日から毎週催告(電話・訪問・文書)を行った結果、計48回(毎月5,000円+最終回6,775円)の分割納付を認め、平成24年3月27日に第1回目の分割金5,000円が納付された。

その後、12月末までの納付(10回目)を確認しているが、平成25年1月以降の納入がないので、毎月自宅に訪問し、滞納状況を記した文書を添えて、納入通知書を届け催告している。

監査対象機関

監査年月日

南予地方局建設部

平成27年7月27日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	818,200	484,200	1,302,400	金額は各年度の決算による
25年度	803,500	769,400	1,572,900	
差引増減	14,700	285,200	270,500	

(措置の内容)

平成26年度末時点で1,302,400円(19名)の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導等に努めた結果、現年度分(平成26年度分)531,400円(16名)、滞納繰越分(平成24年度分)58,200円(1名)の計589,600円の納付があり、収入未済額は712,800円(2名)となっている。

収入未済額のうち滞納繰越分(平成19年度分、20年度分)282,000円を滞納している1名については、退去者分であり、本庁において収納業務を外部委託していたが、平成24年度から管理期間が1年を超えたものについては、委託業者から県に返却されることとなったため、現在、建設部管理課で督促を行っている。

また、平成26年度分286,800円、平成25年度分144,000円を滞納している1名については、再三、督促及び納付指導を行ったが、納付の見込みがないため、明渡し手続きを実施し、平成27年4月に入居許可の取り消しを行い、平成28年3月に強制退去させたため、現在の入居者で平成26年度以前の住宅貸付料を滞納している者はいない。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	現年度分(26年度)	滞納繰越分(25年度以前)	計	備考
26年度	286,800	426,000	712,800	平成28年5月末現在

監査対象機関

監査年月日

南予地方局産業経済部

平成27年7月15日

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	平 成 27 年 7 月 15 日

(監査の結果)

扶養手当について、異動先の所属において、平成23年度に当所に所属していた職員に対する過支給(期末手当に係る金額を含めて250,738円)が判明したが、当該職員から扶養親族の死亡の連絡を受けた際に、職員の給与等に関する規則第7条に基づく届け出を行うよう指示していたならば、このような事態は発生しなかったものである。

したがって、今後同様の事案が生じないよう、所属する職員に対して扶養手当に関する定めを定期的に研修するなどして周知徹底するとともに、扶養親族に係る扶養の実態等について、職員に報告させたり関係書類の提出を求めるなどして、実情の把握に努められたい。

(措置の内容)

現職員の扶養手当を含む各種手当の関係書類を調べなおし、現時点で間違いがないことを確認した。

また、所内係長以上を対象の会議において、扶養手当を含む各種手当の受給要件の研修を行うと共に、全職員に対しても研修内容を周知した。

今後は、4月の異動時に、転入者を含めた全職員に「扶養手当認定簿(写)」を配布し、本人確認を求めることとともに、併せて住居手当、通勤手当についても同様の確認を行うほか、年度初めの係長以上対象の会議や全職員への研修会の席上及び回覧にて各種手当の受給要件等について定期的に周知することとした。

さらに、出産、死亡、転居等の事案が生じたときは、担当との連携を強化し、その都度チェックができるようにしたところであり、今後は各種手当の認定にあたって遺漏のないよう事務処理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平 成 27 年 7 月 15 日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	96,300	383,200	479,500	金額は各年度の決算による
25年度	158,400	388,700	547,100	
差引増減	62,100	5,500	67,600	

(措置の内容)

平成26年度から平成27年度に繰り越された479,500円については、平成27年度中に行った督促及び不納欠損により、113,200円減少し、366,300円となった。

また、平成27年度末に新たに発生した収入未済額275,900円については、出納閉鎖後も粘り強い督促等を続けている。

この結果、平成28年6月22日現在の収入未済額は、563,200円となっている。

今後も、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	275,900	366,300	642,200	

26年度	96,300	383,200	479,500	平成28年5月31日現在
差引増減	179,600	16,900	162,700	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー (旧 中 央 児 童 相 談 所)	平 成 27 年 4 月 23 日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	5,479,790	26,672,720	32,152,510	金額は各年度の決算による
25年度	5,277,370	26,823,930	32,101,300	
差引増減	202,420	151,210	51,210	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期毎に徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により滞納者の生活状況等の把握と徴収可能な債務者の選別を行い、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成26年11月30日現在	平成26年度末現在(平成27年度への繰越額)	平成27年11月30日現在
26年度現年分	5,203,470	5,479,790	5,334,150
26年度滞納繰越分	21,691,800	26,672,720	20,570,860
計 ①	26,895,270	32,152,510	25,905,010
27年度現年分②	-	-	4,813,360
合計(①+②)	26,895,270	32,152,510	30,718,370

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平 成 27 年 5 月 19 日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	2,310,080	9,822,861	12,132,941	金額は各年度の決算による
25年度	2,210,341	9,476,920	11,687,261	
差引増減	99,739	345,941	445,680	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置

の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	平成26年12月31日現在	平成27年度への繰越額(平成26年度末現在)	平成27年12月31日現在
平成26年度分	1,808,660	2,310,080	2,214,120
滞納繰越分	10,389,451	9,822,861	9,808,361
計 ①	12,198,111	12,132,941	12,022,481
平成27年度分②	-	-	1,453,360
合計(①+②)	12,198,111	12,132,941	13,475,841

監査対象機関	監査年月日
南予子ども・女性支援センター	平成27年5月22日

(監査の結果)
児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	1,848,180	4,349,330	6,197,510	金額は各年度の決算による
25年度	1,805,250	3,062,490	4,867,740	
差引増減	42,930	1,286,840	1,329,770	

(措置の内容)
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、12月に催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期毎に開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成27年度に繰り越した未収金6,197,510円の内、平成27年12月末現在96,400円を収納し、451,900円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)	
	平成27年度への繰越額(平成26年度末現在)	平成27年12月31日現在
平成26年度分	1,848,180	1,821,180
滞納繰越分	4,349,330	3,828,030
計 ①	6,197,510	5,649,210
平成27年度分②	-	1,499,140
合計(①+②)	6,197,510	7,148,350

監査対象機関	監査年月日
子ども療育センター	平成27年5月19日

(監査の結果)
子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	744,090	3,637,781	4,381,871	金額は各年度の決算による
25年度	1,311,543	3,256,696	4,568,239	
差引増減	567,453	381,085	186,368	

(措置の内容)
子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分に説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。

また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区分	収入未済額(円)				
	平成18年度～平成25年度分	平成26年度への繰越額(平成25年度末現在)	平成27年10月31日現在	差引増減	備考
滞納繰越分	平成18年度～平成25年度分	3,637,781	3,637,781	0	
	平成26年度分	744,090	537,711	206,379	
	計 ①	4,381,871	4,175,492	206,379	
現年度分(平成27年度分)②	-	-	725,278	725,278	
合計(①+②)	4,381,871	4,175,492	4,900,770	518,899	

監査対象機関	監査年月日
農林水産研究所	平成27年5月13日

(監査の結果)
収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
25年度	1者	1,366,484	平成26年度決算による

(畜産研究センター養鶏研究所)

(措置の内容)
債務者であるA組合の民事再生計画認可決定が、平成27年3月20日に確定し、債権額1,367,326円(食卵代金1,366,484円+延滞利息842円)は120,278円(食卵代119,436円+延滞利息842円)に減額され、同額が平成27年5月20日弁済された。

なお、債権残額1,247,048円については、愛媛県債権管理マニュアルに基づき適正に管理してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	平成27年 2月 9日
<p>(監査の結果)</p> <p>平成25年度のバックネット外修繕契約について、風圧力に対する安全度を検討しないまま、鋼管柱(8.9m)をテニスコート防球フェンス改修工事において先に施工した支柱(4m)及びそのコンクリート基礎に一体化させるように施工したため、支柱及び基礎の所要の安全度が確保されていないものとなっていた。</p> <p>先に施工した構造物の安全度に影響を与えるような施工をする際は、事前に安全度を十分検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>定期監査にて指摘を受けたことから、八幡浜工業高等学校が平成26年12月上旬に高校教育課と対応を協議し、同課から委託料の予算令達を受け、平成27年1月15日にA社と「防球ネット柱改修工事設計業務等委託契約」を締結、同年2月5日に、防球ネット柱改修工事設計書を作成。その後2月23日にB社と同工事の契約を締結して、3月20日に施工完了し現在は安全を確保している。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
警 察 本 部	平成27年 8月25日	
<p>(監査の結果)</p> <p>1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p>		
区 分	収入未済額(円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
26年度	2,336,000 5,630,356 7,966,356	金額は各年度の決算による
25年度	1,951,000 8,129,356 10,080,356	
差引増減	385,000 2,499,000 2,114,000	
<p>2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p>		
区 分	収入未済額(円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
26年度	358,200 1,633,400 1,991,600	金額は各年度の決算による
25年度	510,100 1,702,700 2,212,800	
差引増減	151,900 69,300 221,200	
<p>3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。</p>		
調定年度	債務者数 収入未済額(円)	備 考
17年度及び19年度	2者 809,000	平成26年度決算による
<p>4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(12件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座の差押え等を積極的に実施した結果、平成26年度未収</p>		

金7,966,356円が、平成27年12月末現在で3,920,356円となり、4,046,000円減少した。

今後、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座の差押え等を積極的に実施した結果、平成26年度未収金1,991,600円が、平成27年12月末現在で1,039,200円となり、952,400円減少した。

今後、訪問による催告活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月に発生した拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、平成26年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円が収納されている。

債務者は刑務所に収監されていたが、平成26年7月に出所したため状況を確認したところ、生活に困窮し生活保護を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことであるが、定期に連絡を行い債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月に発生した本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、平成26年度までに損害弁償金924,000円のうち、539,000円が収納されている。

債務者とは都度面談して納入意志は確認しているものの、生活に困窮し生活保護等を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことであるが、定期に連絡を行い債権承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

4 職員の警察車両による交通事故の防止を図るため、平成26年4月の組織改編により、警察本部の警務部教養課に「安全運転指導係」を新設し、職員に対する指導教養を徹底するとともに、次のような交通事故防止対策を推進している。

- (1) 警察署等での交通事故防止教養、若手警察官に対する運転訓練、初任科生対象の二輪車運転教養・検定などを実施。
- (2) 警務免許(公用車運転免許)取得者に対する運転教養・訓練のため、運転免許センターにおいて、土曜日の終日、運転の基礎教養を実施。
- (3) 安全運転指導者の育成のため、安全運転実技指導者専科を新設し、警察学校に5日間入校させ、運転に関する知識・技能及び指導要領の修得を行う専科を実施。
- (4) 交通事故再発防止対策として、本部主管課幹部による現地指導、交通事故惹起者に対する運転教養・訓練、レポート作成などを実施。
- (5) 職員の交通事故発生状況と特徴等を分析し、「安全確認の厳守」や「降車誘導の徹底」など職員の交通事故防止意識を高めるため、教養資料を定期的に発出。
- (6) 職員一人一人の運転技能に応じた個別指導を強化し、交通事故防止に対する「意識付けの徹底」や「指導・訓練の強化」を推進し、「職員事故ゼロ」を目指している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成27年 2月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。</p>	

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
18年度	1者	789,931	平成26年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両並びに相手方工作物及び車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 平成18年6月に発生 of 公用車両損傷に係る損害弁償金であるが、平成26年度までに損害弁償金799,931円のうち10,000円の収納となっている。

債務者は損害弁償金の一部を納付後、一時所在不明となり追跡調査を続けていたが、平成27年7月に他県の警察署において逮捕勾留中であることが判明したため、支払催促を行ったものの現在は納付できる状況ではないとのことであり、支払誓約書を徴取したものである。

今後も定期的に連絡を取りつつ資産の調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努めたい。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼等において、職員の交通事故発生状況及び事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止教養等を反復継続して実施している。

(2) 交通事故防止意識の高揚

幹部会議及び小集団による交通事故防止に関する検討を行い、職員一人一人の事故防止意識の高揚に努めている。

また、朝礼において職員による交通事故体験に関する3分間スピーチを行い職員相互の事故抑止に向けた意識改革を行っている。

(3) 公用車の整備点検

朝礼終了後、幹部立会のもと公用車両の日常点検を実施し、車両管理の徹底を図っている。

5 車両点検の徹底

研修会での車両一斉点検の実施のほか、朝礼終了後、車両責任者等による公用車両の日常点検を実施し、車両の適正な管理の徹底を図っている。

監査対象機関	監査年月日
松山南警察署	平成27年2月12日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、次の施策により事故の防止を図っている。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、定例研修会等において、幹部からの交通事故防止教養を継続的に実施している。

(2) 交通事故防止意識の高揚

朝礼における「交通事故防止の運転5則」の唱和を行うほか、「事故防止のための各種原則」等の交通事故防止に関する教養資料を全警員へ配布している。

(3) 公用車の整備点検

朝礼終了後、日常点検整備を行い異常の有無を確認するとともに、随時、目視点検、洗車を行い公用車両の適正管理に努めている。

(4) 交通事故防止重点期間の策定

5月中を職員の交通事故ゼロ月間と定め、運転操作訓練や交通事故防止教養を重点的に実施している。

監査対象機関	監査年月日
松山西警察署	平成27年3月18日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。

1 事故防止教養の徹底

朝礼、課長会議等において、幹部からその日の天候等を踏まえた交通事故防止の教養、事故統計に基づいた再発防止に対する教養、防衛運転の励行を継続して実施し、職員への浸透を図っている。

2 事故防止意識の高揚

事故分析や防止策に関する資料を署員に電子回覧しているほか、朝礼時に、交通事故防止に関する一口講話や交通事故防止の遵守事項の唱和等を実施している。また、係長以下全職員が班に分かれ交通事故防止等をテーマにした検討会、失敗事例等を基にした中高年職員による伝承教養を実施するなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

3 事故防止訓練の実施

若手警察官に対して、免許センターの試験コースを利用した四輪車及び二輪車の運転訓練を実施し、交通事故を未然に防止するとともに運転技術の向上を図っている。

4 同乗者による確認の徹底

走行時による安全確認や後退時による確実な誘導の徹底について教養し、お粗末事故等の事故防止に努めている。

監査対象機関	監査年月日
宇和島警察署	平成27年3月18日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	275,000	平成26年度決算による

(措置の内容)

平成23年3月に発生 of 公用車両損傷に係る損害弁償金であるが、平成26年度までに損害弁償金384,657円のうち109,657円が収納されている。

債務者に対し電話による支払催促及び督促を頻繁に行い、少額毎ではあるが収納できているので、今後も返済が滞ることのないよう連絡を密にし、可能な限り早期の収納に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
公営企業管理局	
総務課	平成27年6月12日
発電工水課	"
県立病院課	"
松山発電工水管理事務所	平成27年6月8日
今治地区工業用水道管理事務所	平成27年6月10日

西条地区工業用水道管理事務所	平成27年6月8日
中央病院	平成27年6月12日
今治病院	平成27年6月10日
南宇和病院	平成27年6月5日
新居浜病院	平成27年6月10日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を継続させるための取組とともに、浄水場を共同利用している今治市が、その移転計画を表明しているため、将来的な事業運営について、引き続き真摯に同市と協議を進められたい。

西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると218億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県内企業1社に約8,500㎡を売却したが、今後とも未処分地約11万㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	676,413	1,829,520	2,505,933
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,289,591	1,829,520	4,119,111

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の患者数は、ほぼ前年並みであったが、中央病院における患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益が増加したことから、経常利益は前年度を6億8,831万円上回る8億1,834万円を計上した。

しかしながら、改正後の地方公営企業会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に伴う退職給付引当金72億5,079万円や中央病院旧本院等の取り壊しに伴う除却損15億5,702万円など、多額の特別損失を計上した結果、当年度の決算については、91億9,992万円の純損失を計上した。

このため、累積欠損金は、新会計基準の適用に伴う資本剰余金からの補てん額41億円を差し引いても、前年度から51億円増加した233億円余となっている。

また、一般会計等からの長期借入金102億円や新会計基準の適用に伴い企業債346億円を資本から負債に振り替えたことなどにより、債務超過の状況になるなど、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

その取り組みにあたっては、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」に従い、本県の地域医療構想を踏まえた各県立病院が果たすべき役割を明確にした上で、機能強化策を含めた次期経営計画を早急に策定されたい。

(2) 今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足しているが、公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度を利用した卒業生の配置・育成策について関係機関と一体となって検討するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

また、良質な医療を提供するため、現在の医師の年齢構成を踏まえ、臨床研修医を含めた若手医師への指導のあり方について検討されたい。

さらに、入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、待遇の改善等を含めた看護師の確保・定着策についても引き続き検討されたい。

(3) 中央病院は、PFI手法による建替えを行い、平成25年5月には診療を開始し、当年度は、残る便利施設や職員宿舎などの施設整備の完了により、平成26年12月1日にグランドオープンした。

そして、この手法の導入効果について、医療経営コンサルタント会社に委託して検証を行ったところである。

PFI手法による中央病院の運営は、平成45年3月31日までの長期間にわたるものの、それを開始してから日が浅いことから、まずは、導入効果検証により提言のあった内容を吟味した上で改善すべき点は速やかに改善するとともに、今後、毎年度行う運営モニタリングに加え、数年に一度の頻度で定期的に効果の再検証を行いながらPDCAサイクルを構築するほか、これを長期間にわたって運用・管理していくために、運用マニュアルなどの整備や人材育成の方策を検討するなどして、同手法の導入目的・効果を十分に発現させ、地域の基幹医療施設として継続的に良質な医療が提供できるよう努められたい。

(4) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	287,891,273	46,798,932	334,690,205
今治病院	36,563,549	14,386,397	50,949,946
南宇和病院	24,701,637	2,429,320	27,130,957
新居浜病院	43,494,245	7,323,965	50,818,210
計	392,650,704	70,938,614	463,589,318

(5) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,342,522	3,185,729	4,528,251
今治病院	110,025	680,320	790,345
南宇和病院	49,760	16,180	65,940
新居浜病院	234,619	383,340	617,959
計	1,736,926	4,265,569	6,002,495

(6) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
旧三島病院	16,279,714	50,920	16,330,634
旧北宇和病院	5,237,170	891,763	6,128,933
計	21,516,884	942,683	22,459,567

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方針について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業（土地造成事業）については、職員が東予インダストリアルパークの名刺を活用してPR活動を行ったり、問合せのあった企業に対し、訪問等による営業活動を行い、平成27年度は5件の分譲があったほか、1社については分譲に向けて、具体的に手続きを進めているところであり、平成28年度中には、処分が完了する見込みとなっている。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分平成26年度末現在 2,505,933円）の滞納企業1社からは「支払計画書」を徴し、業績等を聴取しながら計画書に則して分割払いにより回収を続けており、今後も納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

なお、現年度未収金については、滞納企業の破産手続開始決定がなされたことから、配当によって回収を図りたい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分平成26年度末現在 1,613,178円）については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成28年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成27年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	503,117	33,321	536,438	2,505,933
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	2,116,295	33,321	2,149,616	4,119,111

2 病院事業

(1) 平成28年3月に「愛媛県立病院中期経営戦略」を策定したことから、同戦略に基づき、各病院及び公営企業管理局が主体となって各種施策を進めることにより、引き続き経営健全化に取り組んで参りたい。

(2) 医師確保については、各病院長が積極的な渉外活動を展開するとともに、特に愛媛大学医学部とは公営企業管理者が定期的な会合を開催するなど、緊密な関係を構築している。また、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度を利用した卒業生の配置に関しては、配置を検討する地域医療支援センター運営委員会に公営企業管理局長や中央病院長、新居浜病院長が委員として参画していることから、積極的に配置要請することとしている。今後とも、関係機関と連携して医師確保に向けた取り組みを進め、必要な医師の確保に努めたい。

また、良質な医療を継続して提供していくためには、医療技術の継承も重要であることから、新たな専門医制度の導入等により、若

手医師の確保・育成に努めたい。

看護師については、県民に良質な医療を安定的・継続的に提供するため、必要な看護師を安定的に確保し、優秀な人材を育成して定着させることが課題であると認識しており、今後とも職員が勤めやすい病院づくりに努めたい。

(3) 平成26年度に実施した「PFI導入効果検証」で提言された事項については、着手できるところから対応しており、中期的に取り組むべき事項についても、今後の課題として対応することとしている。定期的な効果検証については他県のPFI病院の状況などを参考にしながら対応することとしている。なお、長期に渡る事業であることを鑑みて、平成27年度末の事業変更契約において「事業契約上のルールブック」を定め、県とSPCとで事業実施に係る解釈に關しての対応方法、ルール等の取り決めを行った。また、SPC主体で病院の経営課題に係る「中期計画」を策定し、その中で人材育成についても重点的に取り組むこととしている。今後も民間のノウハウを活かしてPFI手法の効果が最大限に発揮できるよう努めることとしたい。

(4) 平成27年度は未収金の早期回収に向けて対応できるよう、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」の一部改正を行うとともに、未収金対策マニュアルを策定し、各病院の未収金担当者に、再度、未収金の適正な管理について注意喚起を行った。

加えて、未収金の回収業務を委託している弁護士事務所と契約更新を行い、平成28年度より法的措置も視野に入れた新たな回収業務を委託した。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むたい。

(平成28年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成27年3月31日現在の未収金
中央病院	277,667,484	51,650,762	329,318,246	334,690,205
今治病院	35,494,084	12,363,616	47,857,700	50,949,946
南宇和病院	22,695,407	1,871,180	24,566,587	27,130,957
新居浜病院	43,176,921	6,513,890	49,690,811	50,818,210
計	379,033,896	72,399,448	451,433,344	463,589,318

(5) 医業外未収金についても個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士法人と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むたい。

(平成28年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成27年3月31日現在の未収金
中央病院	1,347,553	792,809	2,140,362	4,528,251
今治病院	106,567	70,140	176,707	790,345
南宇和病院	48,800	13,500	62,300	65,940
新居浜病院	270,829	90,755	361,584	617,959
計	1,773,749	967,204	2,740,953	6,002,495

(6) 三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金については、既に時効期間が経過しているが、粘り強く督促等を行うとともに、回収不能と判断された債権については、迅速に不納欠損処分を行い、未収金の削減に努めたい。

旧三島病院 (平成28年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成27年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	14,895,084	16,279,714
医業外未収金	47,240	50,920

計	14,942,324	16,330,634
---	------------	------------

旧北宇和病院 (平成28年3月31日現在 単位:円)

区 分	未収金	平成27年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	5,223,170	5,237,170
医業外未収金	891,763	891,763
計	6,114,933	6,128,933